

費」の取扱いについて行政的には特に規制や指導が行われていない状況であるといえる。(昭和63年1月14日社庶第3号厚生省社会局長通知より)

〈授業科目の目標と内容に関する規程〉

昭和62年2月12日社庶第26号厚生省社会局長通知で全指定科目の授業目標と各科目で教えるべき内容について定めており、「社会福祉援助技術現場実習」「社会福祉援助技術現場実習指導」についても規定されているが、その後者の中で「実習指導者」に言及されているのは次の部分である。

「社会福祉援助技術現場実習指導」の〔内容〕の(注)より

- ・配属実習が効果的に行われるよう、実習生と実習担当専任教員が、実習先の実習指導担当者と十分協議して、実習が確実にできるよう実習計画を作成すること。
- ・実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の認定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

実習受入組織と実習指導者に関する以上の規程から、公的な施策の特徴と課題について次に検討する。

第2節 社会福祉士実習施策の特徴と課題

前節で列挙した現行の社会福祉士実習施策には次のような特徴と課題が指摘できる。

1. 社会福祉士一般養成施設と大学との間の不整合

前述した通り、社会福祉士の養成は大別すると「厚生労働大臣指定の一般養成施設」と「告示による指定科目を備えた大学」とによって多くが担われているにも関わらず、厚生労働省の各種法令通知は「指定科目」の指定以外は専ら前者に関する規程であり、後者に関しては直接規定していないという大きな相違がある。

一般養成施設が学校教育法上の「学校」の要件を問わず、それとはまったく別に社会福祉士養成のための施設として厚生労働大臣の指定により開設され運営されている以上、大学とは違った独自の指定要件が専任教員の配置や設備の確保等に向けて定められるのは理解できるとしても、学外で行われる現場実習の受入組織と実習指導者に関する規程が両者のうち一方にはあり他方にはまったくないというのは合理性を欠くといわねばならない。

実習先に関する都道府県知事の意見書を含めた書類の提出や、そこにおける実習指導者の個人調書と異動（新任・退任）の届け出などが、一般養成施設には義務づけられているが大学には求められていないという状況には、きわめて大きな制度上の不整合が認められるのである。

一般養成施設と大学から同じ施設・機関に学生が実習生として送り出され、施設・機関からみると同じ社会福祉士養成を目的とした「社会福祉援助技術現場実習生」を受け入れ、同質の指導が求められるというケースは多々あるが、このような制度上の不整合の結果、一般養成施設に対しては承諾書や実習指導者の個人調書も含めた各種書類・資料の提出を要し、大学に対してはそれをしないで済むという異なった対応が生じている。

実習指導が適切に行われ、社会福祉士養成にふさわしい現場実習が行われるためには実習先と実習指導者について何らかの質的担保が制度上必要と考えられることから、一般養成施設に対して現在のような施策が講じられていることには一定の妥当性があるとしても、それと同様の施策が大学に対しては講じられていないということに制度上の不備を指摘せざるを得ない。

現行の社会福祉士養成制度は、大学に対しては科目名の読み替えを含めた「指定科目」の認定以外にはいわばほとんど不介入の状態であり、それは存立基盤の異なる学内の教育に関しては一定の合理性を有するとしても、学外で行われる現場実習の取り扱いに一般養成施設のような行政的な指導や基準の根拠がないという状況は一貫性を欠いているのである。

2. 実習指導者の指導能力の担保（裏付け）の不十分

大学から配属される実習生の受入組織と指導者に関して、公的な施策が講じられていないことについては前述の通りだが、大学と並んで社会福祉士養成の主要な担い手となっている一般養成施設からの実習について講じられている現在の施策に絞って検討してみると次のような指摘ができる。

まず、前節で概観した現場実習に係る諸規定によって、実習指導者の資質は十分担保され得るかという点である。

実習指導者については昭和62年厚生省令第50号の規定があり、社会福祉士制度施行当初は本来の資格要件を備えた指導者の確保が困難であるとの配慮から、平成13年度までの経過措置も講じられ

ていたが、現在は前節で列挙した通りである。

そこでは「相談援助業務の経験」が必須とされているが、実習指導のコンピテンシー（力量）はそれで充分担保されるかという問題がある。

仮に相談援助業務の経験が量的に充分であったとしても福祉サービス利用者への援助者としての力量と、それを学びに来る実習生への指導者として求められる力量が同質のものとは限らないため、これを充分備えているとは判断しがたいのが実情である。

また、社会福祉士は社会福祉士になるための教育は受けているものの、社会福祉士になろうとする者を育成・指導する「実習指導法」といえるような技能を現在の社会福祉士養成教育の中で習得できるカリキュラムにはなっていない²⁾。

さらに現場の社会福祉士の中には「実務経験」によって実習免除の扱いを受けて一般養成施設（通信制含む）を修了して国家試験を受け、有資格者となった者も少なくないため、自身が実習生の立場を経験していないまま学生の受け入れにあたるというケースが生じるしくみになっている。学校教育の教員養成（教職課程）においては実習教育の歴史が長いこともあって、実習生の指導にあたる現場の教員側に実習経験がないという事態はまず見受けられないが、社会福祉士養成はまだそうした自己再生産的なサイクルが確立されていない。

一方、現場実践を踏まえた実習指導の技能は養成教育段階よりも現任研修のような卒後教育においてこそ獲得されるのが妥当と思われるが、現在、その機会を各地の実習指導担当職員に保障したり義務付けたりするシステムにはなっていない。

看護師養成においては厚生労働省の局長通知、課長通知で実習指導者の要件として「厚生省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずる」研修の受講を求めているが、社会福祉士養成においてはまだそのような施策は講じられていない。³⁾（第3章 第2節参照）

民間団体であり社会福祉士の全国組織である（社）日本社会福祉士会では、2000年度から2002年度にかけて、社会福祉・医療事業団（長寿社会福祉基金）の助成を受け、「実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業」に取り組み、社会福祉士実習の受け入れ側で指導にあたる現場従事者向けの研修プログラムを開発し、2003年度から同会の生涯研修制度の専門分野別研修として一定の要件を満たす受講希望の会員に提供できる体制を構築した。この基盤構築事業に厚生労働省の外郭団体から経済的な支援を得られたことは、社会福祉士養成における現場実習指導者の資質向上策の立案に間接的ながら公的な期待がかけられたものといえる。

3. 実習指導者の指導に対する財政的支援の未確立

前節でみた通り、現行制度では実習受け入れ組織と実習指導者に係る実習費用に関して特に施策が講じられておらず、その負担の仕方や程度に関しては公的な基準や規制がない反面、保障もないという状態になっている。

福祉サービスの提供組織において利用者への通常業務を行いながら実習生を受け入れ、国家資格者養成の極めて重要な一端を担うという責任を負いながら指導にあたるということは、事前のプログラム作成から「実習ノート」のチェックや講評・評価の記入等も含め相当の時間と労力を割く必要があり、指導用資料の作成などで事務的経費のかかる部分もある。

それに対する対価の支払いは、第2章第3節で詳述する通り、制度上保障されてはおらず、実習生を送り出す養成施設・学校側と実習受け入れ組織側との間で随意に契約されて納入される「謝礼」

や「謝金」の範囲で授受されているのが実態である。

福祉施設にとってその財源となる支援費や措置費、介護報酬等の収入は施設利用者へのサービスの実施や管理に使われるのが第一義的な目的のはずだが、「謝礼」の範囲で賄いきれないコストについてはそれらの一部をこれに充当していることになる。

施設側にはその種別や規模、事業実績等に応じて社会福祉士実習の受け入れが制度的に義務付けられているわけではないため、単純に財政面と職員の労務負担のみを重視すれば実習生指導は「不採算業務」とみられ、それを理由に受け入れが拒まれる可能性が絶えず存在する。

同時に近年の社会福祉士養成校の著しい増加により、実習先の確保に迫られる養成校と、本来業務で多忙な福祉施設という関係の中では、「実習謝礼」の多寡を受け入れ交渉の条件にされる素地もあるのである。

この問題は第2章第3節であらためて検討するが、実習指導にかかる受け入れ組織のコストに関する詳細な調査研究がさらに進められ、費用の授受の実態も含めて明らかにされたうえで、それに基づいて社会福祉士養成において重要な位置を占める実習指導の現場に対して適切な財政的支援策が講じられることが期待される。

(横山豊治)

資料（関係法令通知）

- 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目
(昭和六十二年十二月十五日)
(厚生省告示第二百号)

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第一号の規定に基づき、社会福祉に関する科目を次のように指定する。

社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目
(平一一厚告二五五・題名追加、平一二厚告四七一・改称)

- 一 社会福祉原論
- 二 老人福祉論
- 三 障害者福祉論
- 四 児童福祉論
- 五 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち一科目
- 六 社会福祉援助技術論
- 七 社会福祉援助技術演習
- 八 社会福祉援助技術現場実習
- 九 社会福祉援助技術現場実習指導
- 十 心理学、社会学、法学のうち一科目
- 十一 医学一般
- 十二 介護概論

改正文（平成十一年一月二日厚生省告示第二五五号）抄
平成十二年四月一日から適用する。

改正文（平成十二年一月二日厚生省告示第四七一号）抄
平成十三年一月六日から適用する。

- 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（抜粋）
(昭和六十二年十二月十五日)
(厚生省令第五十号)

(指定の申請手続)

第三条 学校、職業能力開発校等又は養成施設（以下この条、第七条及び第十二条において「養成施設等」という。）の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成施設等にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した当該指定を行う大臣に対する申請書を地方厚生局長を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 名称
- 三 位置
- 四 設置年月日
- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図

九 教授用又は実習用の機械器具、模型及び図書の目録

十 次に掲げる養成施設等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等 実習施設の名称、所在地、設置者の氏名（法人にあつては、名称）及び設置年月日並びに当該施設における実習用設備の概要、実習を行う事業の種類、事業所の名称及び所在地、経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに開始年月日又は実習を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）の名称

ロ 法第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設等 実習施設の名称、所在地、設置者の氏名（法人にあつては、名称）及び設置年月日並びに当該施設における実習用設備の概要又は実習を行う事業の種類、事業所の名称及び所在地、経営者の氏名（法人にあつては、名称）並びに開始年月日

十一 収支予算及び向こう二年間の財政計画

2 前項の申請書には、同項第十号イ又はロに掲げる施設、事業又は市町村における実習を承諾する旨の当該施設の設置者、当該事業の経営者又は当該市町村の長の承諾書を添えなければならない。

（社会福祉士短期養成施設等の指定基準）

第五条 法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等の指定基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程及び夜間課程に係る基準

ヲ 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉援助技術現場実習を行うのに適当なものを社会福祉援助技術現場実習に利用できること。ただし、社会福祉援助技術現場実習の一部については、社会福祉援助技術現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。

ワ 社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数（市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。）は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。

カ 社会福祉援助技術現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

（施行期日）

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

○ 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第五条第一号ヲ及び第七条第一項第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

（昭和六十二年十二月十五日）

（厚生省告示第二百三号）

1 社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「指定規則」という。）第五条第一号ヲに規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び指定国立療養所等並びに児童デイサービス事業

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生相談所、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設及び身体障害者福祉センター並びに身体障害者デイサービス事業

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設及び授産施設

- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
 - 五 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
 - 六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者更生相談所、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホーム
 - 七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター並びに老人デイサービス事業
 - 八 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子福祉センター
 - 九 心身障害者福祉協会法（昭和三十五年法律第四十四号）に規定する福祉施設
 - 十 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第十条の四第一項第二号又は身体障害者福祉法第十八条第一項第二号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
 - 十一 知的障害者又はその者を現に介護する者を施設に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する事業
(平五厚告八七・平八厚告二六五・平一〇厚告一七〇・平一一厚告五四・平一一厚告二二六・平一二厚告二五五・平一二厚告四七三・一部改正)
- 2 指定規則第七条第一項第十一号ただし書に規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（通所の施設に限る。）及び児童デイサービス事業
 - 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業
 - 三 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設並びに老人デイサービス事業及び老人短期入所事業
(平一一厚告二二六・追加、平一二厚告四七三・一部改正)
- 3 指定規則第七条第一項第十一号イに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設（入所の施設に限る。）、重症心身障害児施設及び指定国立療養所等
 - 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）
 - 三 生活保護法に規定する救護施設
 - 四 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
 - 五 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設
 - 六 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設であつて、年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するもの
 - 七 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な原子爆弾被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設
(昭六三厚告三四・平八厚告二六五・一部改正、平一一厚告二二六・旧第二項線下・一部改正、平一二厚告一五四・平一二厚告四七三・一部改正)
- 4 指定規則第七条第一項第十一号ロに規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業
- 二 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業
- 三 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業及び老人介護支援センター
- 四 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であって、同時に入浴の介護を行うもの
(平一一厚告二二六・追加、平一二厚告四七三・一部改正)

平成十三年一月六日から適用する。

○ 社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について (抜粋)

(昭和六三年一月一四日)

(社庶第三号)

社会福祉士養成施設等指導要領

8 実習に関する事項

- (1) 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。
- (2) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。
 - ア 社会福祉士の資格取得後、三年以上相談援助業務に従事した経験のある者
 - イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉事業法第一四条第一項第一号の所員、精神薄弱者福祉司又は老人福祉法第六条に規定する社会福祉主事として、八年以上相談援助業務に従事した経験のある者
 - ウ ア、イと同等以上の知識及び経験のある者
- (3) 実習施設は、実習担当教員による週一回以上の定期的巡回指導が可能な地域に存すること。
- (4) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

実習指導者に関する調書

実習施設名				
氏名		性別	男・女	
生年月日	年齢(歳)			
従事している業務内容				
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
実習指導者資格要件	養成施設等指導要領該当番号			
	教育歴・職歴	名称	教育内容又は業務内容	年月
	資格・免許	名称	取得機関	取得年月日

(注) 各実習指導者ごとに作成する。

注

- 1) 平成15年3月31日の厚生労働省社会・援護局による「第15回社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」では、社会福祉士国家試験の受験資格別合格者内訳のデータを「福祉系大学等卒業者」「一般養成施設卒業者」「実務経験5年以上の者（児童福祉司・査察指導員等）」の3区分で示しており、短期大学・専門学校卒業者も含むと推定される「福祉系大学卒業者」62.4%と「一般養成施設卒業者」37.2%とで全体の99.6%を占めている。
- 2) 厚生省社会局長通知（昭和63年2月12日社庶第26号）「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」の中で「スーパービジョン」についての記述はあるが、「専門職相互における助言協力（スーパービジョン）の意義と方法」とされており、特に実習生指導を明示してはいない。
- 3) 「看護師等養成所の運営に関する指導要領」（平成8年厚生省健康政策局長通知）。「看護師等養成所の運営に関する手引き」（平成8年厚生省健康政策局看護課長通知）。

参考文献

1. 『社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修，第一法規，2002年。
2. 『第15回社会福祉士国家試験「受験の手引き」』（財）社会福祉振興・試験センター。
3. 『実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2001年度研究事業報告書』（社）日本社会福祉士会実習指導者養成研究会，2002年。
4. 『2002年度現場実習指導者養成講座』（社）日本社会福祉士会実習指導者養成研究会，2002年。

第2章 社会福祉士実習の構造と「貢献」の概念

はじめに

貢献（Contribution）とは、広辞苑によれば「①貢ぎものを奉ること。②力を尽くすこと。あずかって力あること。寄与。」と記されており、「寄与」と同義語となっている。また、「人のため、世（社会）のためにつくすこと」と解される。

本章では、実習指導者のコンピテンシーが、社会福祉士養成規程における社会福祉援助技術現場実習（以下「社会福祉士実習」という）現場実習の構造を構成するそれぞれの要素に対して、どのように「寄与する」あるいは、「寄与することが期待される」、「寄与している」などの諸レベルにおいて、どのように作用することとなるのかを明らかにしようとするものである。

一つの研究方針として、第一に、実習指導者の役割と実習指導の機能を確認することが必要であり、現場実習と現場実習指導の目的やねらいを確認しておくこととする。第二に、実習指導者のコンピテンシーが現場実習と現場実習指導の目的やねらいの達成に「寄与する」という状態は、その目的やねらいにかかる「付加価値」を創造している状態であることとなる。したがって、現場実習と現場実習指導における目的やねらいを確認し、その目的やねらいが何を求めているのかを明らかにし、現場実習と現場実習指導において創造される「付加価値」がどのような状態であるのかを明らかにすることが必要となる。第三に、実習指導者のコンピテンシーが現場実習と現場実習指導の目的やねらいに対して「力を尽くす」「寄与する」という状態は、その目的やねらいを達成するために、[量的又は質的] や [構造的又は機能的] に幾つかの段階が存在すると考えられるところから、検討を加えていくこととなる。実習指導者のコンピテンシーを実習指導にかかるコンピテンシーに分化し、その一つ一つについて、どのような現場実習の場面と現場実習の目的やねらいに対する「付加価値」を創造する段階に作用するのかを明らかにしておくことが重要であると考えられる。したがって、実習指導者のコンピテンシーの「貢献」類型化を「付加価値」の創造という側面から検討することとする。

第1節においては、社会福祉士実習の構造について、先行研究をもとに分析し、社会福祉士実習における実習指導の「貢献」を類型化する。第2節においては、社会福祉士実習の構造化における実習指導の「貢献」類型の内、「地域的貢献」を中心にについて検討を加える。第3節では、第四章で詳細にインタビュー・データ分析を行う、同一の調査対象者に対する「実習謝金」あるいは「実習指導料」にかかる調査を行い、今後の「実習指導料」のあり方をシュミレーションし、その上で実習指導の「経済的貢献」の特性を明らかにする。

第1節 社会福祉士実習に対する「貢献」の概念

1. 実習指導の「貢献」類型化への視角

本節においては、社会福祉士実習における「貢献」の概念を明らかにする。「貢献」の概念を明らかにしていく視点として、社会福祉士実習の構造にかかる「貢献」の視点と実習指導者のコンピテンシー機能にかかる「貢献」の視点が想定できる。

社会福祉士実習の構造にかかる視点として、第一に、社会福祉士実習を取り巻く構造を明らかにする。第二に、第一にみる構造に内包される実習指導の構造を明らかにする。とりわけ、本研究における実習指導とは、社会福祉士養成課程における「指定科目」としての社会福祉援助技術実習指導というカリキュラムに関する略称としての「実習指導」のみではなく、社会福祉士養成課程における社会福祉援助技術現場実習を、受け入れることができる機関および社会福祉施設（以下「実習受入組織」という）において、通常使用されている「実習指導」という用語で示された関連業務のすべてを指している。現状として、「実習指導」という業務があたかも単一であるかのように取り扱われているにもかかわらず、少なくとも「実習指導」に含まれる業務は、養成校等と当該実習受入組織とのコーディネートから始まり、「学生＝実習生」を受け入れるに際するオリエンテーション等のマネジメント、実際に「学生＝実習生」を受け入れている期間中における実習生に対する指導等スーパービジョンや日々のスケジュールを定めるプログラミングなど、多様な業務が含まれている。したがって、本節で述べる「実習指導」という用語には、重層的な解釈を行うことができるのでその点に留意した「実習指導」の概念上の使い分けを行う必要がある。用語上の問題にとどまらず、「実習指導」という機能とそれを担う者の役割は何かという観点から、「実習指導」の概念上の範疇と類型を整理することとする。第三に、「実習指導」の概念上の範疇と類型を整理した上で、本研究の研究課題を「社会福祉士実習受入組織における『実習指導』」に限定する。このような限定を加えることにより、社会福祉士である実習指導者が行う「社会福祉士実習受入組織における『実習指導』」が、実習指導者のコンピテンシーにかかる領域である可能性が高まり、実習指導コンピテンシーの現場実習にかかる「貢献」を明確にすることができる。また、現場実習にかかる「貢献」に関する類型を仮説的に提示することができる。

実習指導コンピテンシーの機能にかかる「貢献」の視点として、社会福祉援助技術が、言語化できない技術や技能を含めて実在しているといわれており、社会福祉学における昨今の研究においては、「暗黙知」等の概念が用いられるようになってきている。社会福祉援助技術の実践時における「暗黙知」等の構造にかかわる「貢献」を明確にすることは、現在のところ、非常に難しく、同概念と言語化できる「貢献」に係る比率・距離等の測定方法についても、明確な尺度が見当たらないことが現実であるという点を踏まえておくことが重要であると考えられる。つまり、実習指導コンピテンシーの機能にかかる「貢献」については、少なくとも社会福祉援助技術の実践時における「暗黙知」等の構造にかかわる「貢献」と社会福祉援助技術として言語化できる技術や技能を総合的に判断することができる構造があり、その両者にかかるコンピテンシー測定のための尺度を持たなければ、客観的な指摘を十分に示すことができないと考えられる。

したがって、ここで類型化する実習指導コンピテンシーの機能にかかる「貢献」の構造は、今後さらなる両側面を網羅した実証的な研究を進める必要があり、本節の検討は、そのための仮説を得るための類型化の試案である。

2. 社会福祉士実習の構造

社会福祉士実習の構造にかかる視点の第一に掲げた「社会福祉士実習を取り巻く構造」は、図2-1のとおりと考えられる。

図2-1にみられるように、社会福祉士実習は、もっとも外延的概念でみるならば、教育側が現場側に学生（＝実習生となる候補者）を送りこむ（配属する）という構図の中にある。この「教育

側」「現場側」「学生（＝実習生となる候補者）」という関係は、それぞれに期待される役割が機能して構築されることになる。三者の関係が基本的に構築され、生起する相互作用には、社会福祉士実習固有の特徴的な諸要素がそれぞれの主体の役割と機能に含まれる。例えば、「学生（＝実習生となる候補者）」と示しているように、現場における実習生は、教育の場においては学生という立場であり、既に二重の役割と機能が負荷されている。また、通信制の社会福祉士一般養成施設等で社会福祉士実習の課程を必要とする者の多くは、その他にも社会的立場を有していることにも留意が必要である。

図2-1に示したように、現場には、組織的な職階や職分にかかる各職種が存在しており、それに伴うそれぞれの相互作用が生起している。その生起する相互作用の中において、本研究で取り扱う「実習指導者」がどのような位置にあるのかは、実際上も制度上も不明確なままである。したがって、本節で実習指導者の「貢献」の構造を類型化し整理する場合にかかる一定の仮説を提示するとどまり、その幾つかの側面を個別事情的に検討するとどまることとなる。

その意味において、本節で特に注目する相互作用を生起する関係を図2-1における楕円に含まれた「実習生－現場」における「実習指導者の貢献」に限定する。ここで相互作用が「生起する」という表現を用いたが、実習受入組織における「実習の指導を行う／指導を受ける」という関係は、極めて限定的に取り扱っているためである。その限定の一つは、相互作用の生じる期間に依拠し、具体的には、「学生」が「実習生」として実習受入組織において機能する間に限定されるからであり、逆に言えば、実習受入組織の「実習指導者」の機能についても限定的で漠然としており、その都度、実習契約に基づき限定的に相互作用関係が「生起する」と表現することが妥当であろうと考える。

後述する「貢献」の類型において、「教育的貢献」を類型化しているが、あくまでも図2-1における楕円に付随する「教育的貢献」であり、図2-1に示した教育側、すなわち、社会福祉士一般養成施設等にかかる側面からみた「貢献」とは異なるものである。

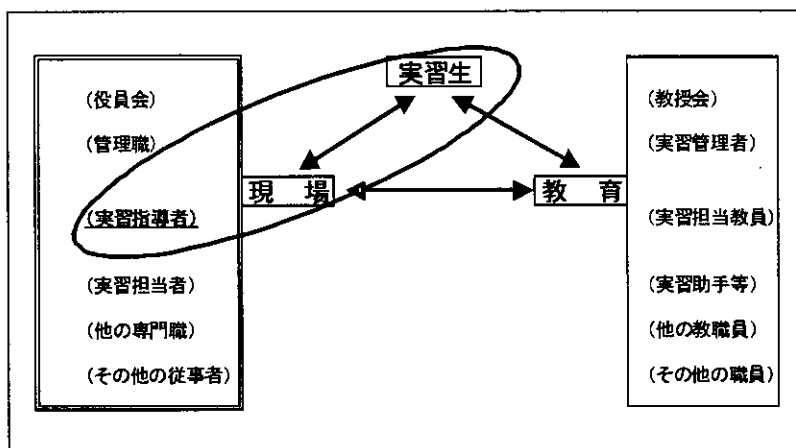


図2-1 社会福祉士実習の構図

3. 社会福祉士実習にかかる「実習指導」の構造

図2-2は、現場における「実習指導者」の位置づけが明確化されていることを前提として、実習指導の関係を構図化したものであると読み取れる。図2-2を示した日本社会福祉士会の研究においては、図中の（ア）～（オ）までを次のように説明している。

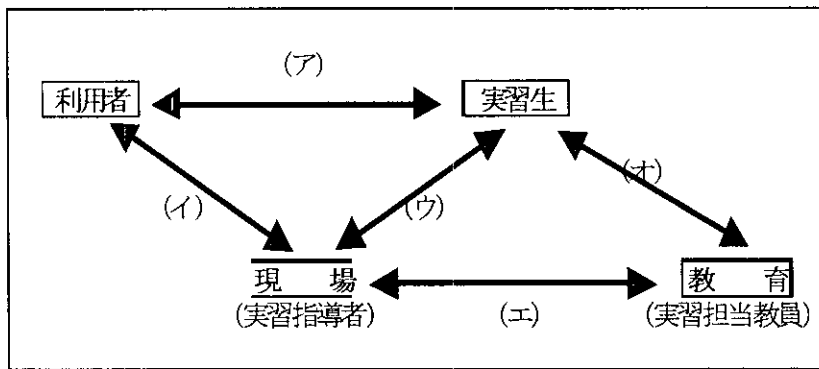


図 2-2 実習指導の関係構図

出典：社団法人日本社会福祉士会実習指導者養成研究会『実習指導者養成研修プログラム
基盤構築事業2000年度研究事業報告書』 135頁（2001年3月）より一部改変

図中 [(ア)] の説明

実習指導者は、実習において実習生と利用者が接する機会を設けることを大切にしている。したがって、現場実習期間中において、実習生が利用者と接し「関わり」をもつ機会は、実態として大いにある。実習生が利用者と「関わり」を持つとき、最も重視しなければならないのは、現場の課題と同様に利用者の「プライバシー」等人権の擁護である。

図中 [(イ)] の説明

現場では、そこで生活を営む利用者があり、実習で実習生を受け入れることは、利用者の「人権の擁護」にかかわることになる。

実習を受け入れる機関・施設は、実習や実習生に関する情報を利用者に提供するなどに配慮し、利用者のプライバシーの保護をはじめ、生活上の人権を侵害しないよう工夫しなければならない。

図中 [(ウ) (エ) (オ)] の説明

現場実習を取り巻く構図の背景として、「教育的要請」と「福祉的要請」がある。この両者の中に、実習を行う実習生がいる。この三者によって実習を取り巻く構図が構成されている。

次に、実習生は、実習を行うまでに社会福祉援助技術実習指導（事前指導）、実習中には実習担当教員による巡回指導（配属中指導）、そして実習の後には実習の評価等（事後指導）という構造的な教育を受ける。

また、実習生は、社会福祉援助技術現場実習（配属実習）で、機関・施設で行われている実践に基づく、指導（スーパービジョン）を受ける。

図中 [(エ)] の説明

実習生の送り手である教育と受け手である現場との間には、これまで十分な協議調整が行われてこなかったという「連携」の課題がある。この課題は、実習にかかる契約を交わす当事者である養成校側と機関・施設側との単一の課題ではなく、実習を取り巻く教育と現場との構造

的な課題でもある。この課題を共通に検討・協議する場として各ブロック研究協議会がある。

図中 [(オ)] の説明

実習生には、実習を行う際、事前学習をしっかりと積み、①実習を行うことの「目的意識」をはっきり持って、②社会福祉士養成のための実習であることを踏まえた「態度・姿勢」を身につけていること、などが求められる。

養成校等には、教育機関として、①実習を体系的に位置づけた「教育システム」や②実習生の指導を行う「実習教育カリキュラム」に関する課題がある。

機関・施設には、実習の機会を提供する現場として、①「実習システム」((1) 入所施設・通所施設・機関・地域等による機関・施設の「現場の特性」による実習内容の違い (2) 機関・施設が実習を受け入れる組織としての体系的な「指導体制」の確立、(3) 「指導者の水準」の向上) や②「実習指導プログラム」((4) 効果的な実習を経験させるため、「読む」「語る」「示す」のバランスのとれた「指導の方法」、(5) 実習として必要と考えられる経験をいかに指導するのかという「指導内容」の確立) に関する課題がある。

図 2-2 における各矢印：(ア)～(オ) の説明

出所：本研究会『実習指導者養成研修プログラム基盤構築事業2002年度研究事業報告書』2001.3.135～149頁より

(ア)～(オ) にかかる図 2-2 における各矢印の説明で示された視点を取り入れれば、本研究の対象となる相互作用により生起する「貢献」の範ちゅうから、「(ア) (エ) (オ)」は間接的な相互作用の距離にあることとなる。したがって、本研究で明らかにしようとする「実習指導者の貢献」は、「(ア) (エ) (オ)」を除いた「(イ) (ウ)」において生起する作用を対象とすることとなる。

このような図 2-1 と図 2-2 をもとに、本研究の範ちゅうとなる構図を限定的に描いてみると、図 2-3 が導かれる。

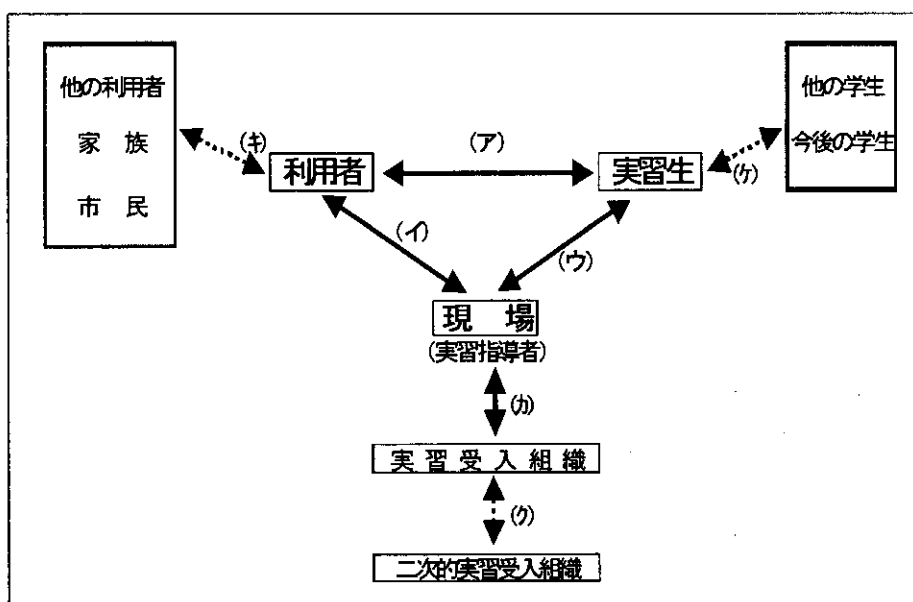


図 2-3 実習指導の構図と間接的貢献の範囲

図2-3は、イメージ構図を示すために単純化したものであり、図によって主体間で生起する相互作用を、相互矢印で示して単純化した、あくまでも便宜上の略図である。相互矢印は、矢印の双方に位置する主体者（機関等）において、相互作用が生じることを意味しており、図2-3は、実習指導者のコンピテンシーにかかる直接的な相互作用を実線矢印とし、間接的な相互作用を点線矢印とした。ただし、(ア)については、ソーシャルワークの特徴である相互作用への直接的介入が実習指導の場面においても生起することに鑑み、実線矢印とした。

図2-3から理解できることは、図2-1・図2-2で示した実習の構図と実習指導の構図を前記したように限定的に論ずることとしたにもかかわらず、検討すべき主体間の相互作用が、多面的重層的に生起することである。そこでの相互作用が生起するかぎり、構造的側面から検討すべき相互作用上の「貢献」が認められる。

実習指導のコンピテンシー機能にかかる「貢献」の視点に関して、前記したような要件に該当する研究は希れであり、未だ実践の側に視点を充てた本研究の研究課題にかかる基礎的研究を進める段階にある。

このような認識のもと、「実習指導の貢献」を明らかにしていく上での先行研究の一つとして、ここでは日本社会福祉士会の研究を、再び取り上げることとする。

日本社会福祉士会の研究では、実習指導者が指摘する実習指導の「負担感」に着目している。同研究会はその「負担感」を軽減し、自らの力量を高めることが社会的福祉的教育的要請に応じていく専門性の向上と密接な関係にあると認識している。

実習指導の「負担感」の軽減と様々な「貢献」に連結するための論理については、より慎重な検討が必要であり、その本質的転換を質的に解明することは、本研究の課題と整合するものである。にもかかわらず、同研究会に着目するのは、実習指導者にかかる実習指導のコンピテンシーを、実習指導者の負担感の軽減という観点から特定し、社会福祉士の生涯研修体制の中で、実習指導のコンピテンシーにかかる研修プログラムを位置づけていくという実態的な取り組みが始まっていることにある。また、構造的に述べれば、今後、この研修プログラムが稼動し、同研究会が規定した仮説が有効であるならば、本研究でいう実習指導のコンピテンシー機能にかかる「貢献」の視点に関して、研修の有無にかかる観点を一つの切り口として、「実習指導者の『貢献』」を追跡調査することが可能となると考えることができると考えるからである。

4. 実習指導のコンピテンシーと「解決すべき課題」の類型

同研究会は、実習指導のコンピテンシーとして「4つの指標」を明示し、「2000年度に取りまとめた実習指導者の抱える課題と有機的に連動している」と述べている。

同研究会は、「4つの指標」から導かれる実習指導者が獲得すべき力量を、表2-1のように、「実習マネジメント」「実習プログラミング」「実習スーパービジョン」「実習上のジェネリックなコンピテンシー」に対応させている。

表2-1で示された獲得すべきコンピテンシーを上記の第一の視点に対応させ、図2-3における構造上で展開させると表2-2のように整理できる。

<実習マネジメント>

- ①実習指導者の負担感を軽減できなければならない。
- ②実習指導者の役割が明確にできなければならない。
- ③実習受け入れ組織内の役職員間の共通理解ができていなければならない。
- ④実習受け入れ組織外との連携がはかれなければならない。
- ⑤養成校等と実習受け入れ組織との連携を高めなければならない。

<実習プログラミング>

- ①利用者・家族・地域・制度等への視野を確保しなければならない。
- ②「職場・職種・SW」の枠組みをプログラムに組み込まなければならない。
- ③実習におけるチームアプローチ（ケアワークを含む）の把握ができなければならない。
- ④実習中も「読ませる」指導が適切に活用されなければならない。
- ⑤実習生に「語る」内容を精査し、適切に活用されなければならない。
- ⑥基本的な技術を「示す」指導方法を、適切に活用できなければならない。
- ⑦実習生評価の明確な基準を理解していなければならない。

<実習スーパービジョン>

- ①スーパービジョンの3機能を理解し、遂行できなければならない。
- ②実習生を適切にアセスメントし、実習生の理解を深めなければならない。
- ③実習生の課題及びその達成度に適したスーパービジョンができなければならない。
- ④実習生とのスーパービジョンの機会を有効に設定し、活かさなければならない。
- ⑤実習日誌（ノート）指導が的確に出来なければならない。

<実習指導者部会の課題>

- ①実習指導者は、「伝えるべき社会福祉士像」を描けなければならない。
- ②「実習指導は社会福祉士の役割」との意識を向上させなければならない。
- ③実習指導への意欲を持続・強化していかななければならない。
- ④利用者の権利擁護にかかる視点の重要性を指導できなければならない。
- ⑤「社会福祉士像」を伝達する方法・教材を開発しなければならない。

表2-1 実習指導者のコンピテンシー

表2-2にみられるように、日本社会福祉士会の実習指導者養成研究会が同会の会員である実習指導者の「負担感」を軽減するという視点から抽出した実習指導者の質的向上を図るための「解決すべき課題」にかかるコンピテンシーは、それぞれ固有の機能を持ち、実習指導の構造下における各々の構造に対して、固有の相互作用関係を形成している可能性がある。特徴的な諸点を述べるためには、さらに詳細な検討が必要となるが、一つには、実習指導者の「解決すべき課題」にかかるコンピテンシーを向上させることが直接的相互作用関係を形成することとなる「実習生」と実習指導者が所属している現場である「実習受入組織」とに関することによって多くの項目で影響を与える可能性がある。

No	コンピテンシーの類型	直接的相互作用関係				間接的相互作用関係		
		(ア)	(イ)	(ウ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
		利用者-実習生	利用者	実習生	実習受入組織	他の利用者等	二次的実習受入組織	他の学生等
1	ジメ ンマ トネ				○	○		○
2		○	○	○	○		○	
3					○			○
4		○	○	○		○		○
5			○	○	○		○	○
6	ミ実 ン習 グブ ラ	○			○		○	
7					○			
8					○		○	
9				○				○
10		○	○	○				○
11				○	○		○	
12			○	○		○	○	
13	ジバ実 ョ習 ンブ ス			○				○
14		○		○	○			○
15		○				○		
16				○	○		○	○
17				○				○
18	カネ実 量リ ツジ クェ	○	○	○	○			
19				○	○			○
20		○	○	○	○			
21		○	○	○	○			
22				○	○			○

表2-2 実習指導者の負担感の軽減と対象への影響

5. ソーシャルワークの機能と「貢献」

ソーシャルワークの機能にかかる「貢献」を明かにするためには、第一に「ソーシャルワークの定義」における機能、第二に「ソーシャルワーク実践の枠組み」について、とくにソーシャルワーク実践の展開過程ごとにおける機能、第三に「ソーシャルワーク」にかかる諸学説における機能を確認しておく必要がある。以下では上記の3点にわたる機能を検討し、その機能下にあるソーシャルワーク実践と実習指導のコンピテンシーとの関係についての本研究会における想定を確認しておくこととする。

① ソーシャルワークの定義

高橋は、ソーシャルワークとは、歴史的に考察すると、「①19世紀後半のイギリスにおける社会改良運動以来の、宗教を背景としたボランタリズムにもとづく『人間の福祉』を高めるための各種の社会改良的運動や活動と、②その後の理論化への歩みを通じた社会福祉実践方法としての専門技術¹⁾」などの意味を包含した概念であると述べている。

全米ソーシャルワーカー協会（以下「NASW」という）は、ソーシャルワーク実践とは、「次の目的のために専門職として責任をもって介入することから成る、(1) 人びとについて発達能力、問題解決能力、処理能力を強化する、(2) 人びとに資源やサービスを提供する制度の効果的かつ人道的な運営を促進する、(3) 人々と資源、サービス、機会を提供する制度とを結びつける、(4) 社会政策の展開と改善に貢献する²⁾」ことであると定義している。

国際ソーシャルワーカー連盟（以下「IFSW」という）が、2000年7月27日モントリオールにおける総会において採択したソーシャルワークの定義は、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関

する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である³⁾」となっており、この定義に解説も付帯されている。

②ソーシャルワーク実践の枠組み

米本は、ソーシャルワーク実践には展開過程があり、そのモデルを「Ⅰ、問題把握からニーズの確定まで Ⅱ、アセスメント Ⅲ、支援標的・目標設定 Ⅳ、支援プログラム作成 Ⅴ、プログラムの実行 Ⅵ、モニタリング Ⅶ、評価」と示している⁴⁾。

佐藤は、ジェネラリスト・ソーシャルワークとは、「社会福祉サービスを提供する過程で共通基盤としての基本的枠組み（4つの総体と10のP）を中心として、専門職者としてのジェネラリストが、社会生活を送る上で何らかの生活課題（life task）に直面している人（福祉サービス利用者＝クライアント）と共に、『人間：環境：時間：空間の相互作用』を促進することにより、利用者の社会生活機能を支援する過程の総体」であると述べている⁵⁾。

S・ケンプらは、「人－環境の実践」としてのソーシャルワークの特徴と境界を次の3点にまとめている。

- 1、ストレスに満ちた生活状況に対処し、環境の課題に応え、環境資源を十分に活用できるように、クライアントの能力を獲得したという感覚を向上させること。
- 2、多面的な考察をしながら個人的なソーシャルネットワークの動員をとくに強調し、環境における活発なアセスメント、契約、介入によってこの目標を達成すること。
- 3、集合的な活動によって社会的なエンパワーメントを向上させるために、個別の関心事を関連づけること⁶⁾。

本研究は、こうしたソーシャルワークの定義・枠組み・機能に関する捉え方を支持する立場であり、社会福祉士である実習指導者は、ソーシャルワークを担う専門職であるという前提に立っていることを明らかにしておく。したがって、実習指導のコンピテンシーとは、ソーシャルワークを実践する上でのソーシャルワーカーのコンピテンシーと一致し、かつ実習という固有の場面における機能と構造にかかる影響下にあることとなる。

一つの側面として、ソーシャルワークのコンピテンシーである以上、ソーシャルワークの定義・枠組み・機能に一致する機能のうちに、実習指導のコンピテンシーに求めることができる。したがって、実習指導のコンピテンシーを明らかにする研究手順と技法として、ソーシャルワーク研究における研究手順と技法が活用できることとなる。また、一つのアプローチとして、ソーシャルワークの貢献を明らかにする手法を用いて、実習指導のコンピテンシーの機能にかかる貢献を明らかにするという研究手順と技法に妥当性があるといえる。

実習にかかるコンピテンシーを明らかにするためには、日本社会福祉士会が提起している実習指導者の「負担感」を軽減するコンピテンシーを実習指導の「貢献」に転換するために依拠する理論が必要となる。例えば、ソーシャルワーク実践のコンピテンシーにかかる「貢献」を評価する尺度の一つとして、日本社会福祉実践理論学会が翻訳しわが国に紹介しているトロント大学の“Social work practicum evaluation of social work practice competency elements”（ソーシャルワーク実践のコンピテンシーに関する実習評価項目）（以下「CBE」という）がある。本評価項目の具体的な

内容については、詳細を論ずることは差し控えるものとする。ただし、本節における「貢献」の概念整理と類型化にとって、ソーシャルワーク実践のコンピテンシーに関する評価の尺度の構造と機能は、論理展開上切り離せないため、同尺度の構造と機能については、ここで論じておくこととする。CBEは、マイクロとメゾ/マクロというソーシャルワーク実践領域によりに区分され、各々A～Hまでの群において、各群10項目程度の到達目標が設けられている。目標が掲げられている他に、項目ごとに年次到達レベルが明記されている。このCBEが、わが国においてそのまま活用できるというものではないにせよ、その構造を用いて、ソーシャルワークの機能を明確にし、ソーシャルワークの機能がどのような対象に貢献するのかを明確にしていく一つの素材とすることができよう。

6. 社会福祉士実習にかかる実習指導の構造上の「貢献」類型

以上のような研究上の前提を踏まえて、本研究にかかる構造的側面と機能的側面から「貢献（コントリビューション）」の概念を捉えてくると、実習指導の「貢献（コントリビューション）」の類型と実習指導のコンピテンシーにかかるソーシャルワーク機能が次のように類型化できる。

第一に、実習指導の「貢献（コントリビューション）」の類型は、社会福祉士実習の構造や実習指導の構造から、対をなす関係が構築された場合に相互作用が生じ、そこに「貢献」が生じるということを図2-1～図2-3で示したところであり、そこで生起する「貢献」を下記のように類別することができる。

○ 実習指導の「貢献（コントリビューション）」の種類

「経済的貢献」「社会的貢献」「福祉的貢献」「地域的貢献」「その他の貢献」

第二に、本研究で着目した日本社会福祉士会の実習指導者養成研究会が現場における実習指導の実態から「負担感の軽減」に寄与できるソーシャルワークにおけるコンピテンシーを特定し、かつトロント大学のCBEから抽出した実習指導のコンピテンシーを類型化すると、次のコンピテンシーが抽出できる。

○ 実習指導のコンピテンシーにかかるソーシャルワーク機能

「スーパービジョン」「マネジメント」「プログラミング」「伝達」「その他」

このような「貢献」の類型と実習指導のコンピテンシーにかかるソーシャルワーク機能をクロスさせ、クロス上で概念整理すると、表2-4のようなマトリックスを想定することができる。

貢献 コンピテンシー	経済的貢献	地域的貢献	地域的貢献	教育的貢献	その他の貢献
スーパービジョン	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)
マネジメント	(f)	(g)	(h)	(i)	(j)
プログラミング	(k)	(l)	(m)	(n)	(o)
伝達	(p)	(q)	(r)	(s)	(t)
その他	(u)	(v)	(w)	(x)	(y)

表2-4 「実習指導のコンピテンシー」と「貢献」の類型